

| | |
|-----------|--------------|
| 令和5年1月26日 | |
| 所 属 | 介護保険事業担当 |
| 所属長 | 田中 宏之 |
| 電 話 | 06-6489-6343 |

尼崎市濃厚接触者等在宅支援提供協力金の支給事業の終了について

尼崎市では、令和2年6月から介護保険サービスと障害福祉サービスを利用する高齢者と障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の陽性者等に該当した場合に、在宅支援や施設支援を提供する介護保険・障害福祉サービス従事者に対して、協力金を支給しているところですが、この間、感染対策の徹底・確立やワクチン接種等による感染・重症化リスクの軽減が図られ、感染症法上の位置づけについても現在の「2類相当」から「5類」へ、今春からの引き下げに係る検討が進められているなど、当該協力金の支給開始時と比べると状況は大きく変化しています。

これら対策や制度変更の状況等を踏まえ、当該協力金については、その役割を一定終えたものと判断したことから、令和4年度をもって当該協力金の支給事業を終了します。

また、当該協力金の財源については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しており、令和5年3月末までに支給する必要があるため、令和4年度においては、令和5年1月末サービス提供分（申請期日は令和5年2月14日まで）をもって終了することとしています。

なお、関係事業所への周知につきましては、すでに市ホームページや通知文において、令和5年1月末までに申請いただくよう掲載しているところですが、今回の事業終了やそれに伴う申請期日の延長に関する情報提供が必要となるため、改めて、通知文を送付するとともに、ホームページの変更を行ってまいります。

問い合わせ先について

▼介護保険サービス業務での当該内容に関すること

介護保険事業担当（課長：田中 宏之）電話：06-6489-6343

▼障害福祉サービス業務での当該内容に関すること

障害福祉政策担当（課長：山崎 健太）電話：06-6489-6577

以 上